

令和7年第4回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

## ○ 説明順

1 議案第90号～議案第102号 (降壇)

令和7年11月28日提出

伊佐市長

令和7年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第90号から議案第102号までについて説明申し上げます。

まず、議案第90号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第90号は、「令和7年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、教育費につきまして、総合運動公園内において園内各施設へ給水するためのポンプ等が故障したことに伴い、その修繕に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億4,346万4千円とするものであります。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第91号「令和7年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、障害者介護給付費等の経費や農地・農業用施設に係る災害復旧経費などについて所要の措置を

講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、菱刈庁舎の受変電設備の整備に伴う、受水槽など既存施設の撤去に要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、障害者介護給付に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、水道老朽管耐震化事業等に係る事業費の変更により、水道事業会計に対する出資金について追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、県営県単治山事業の工事に係る負担金について新たに措置しております。

商工費につきましては、商工振興資金利子補給に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、火災により焼損した公営住宅の解体工事に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、防災行政無線局の免許更新に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、令和8年度において市立小・中学校の通常学級・特別支援学級等の増加が見込まれることから、教室の改修や備品購入など、学校の環境整備に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、豪雨による農地・農業用施設の災害復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,132万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億7,479万円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、新庁舎建設事業ほか8件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、地方自治法第214条の規定により、新庁舎建設に係る外構整備工事ほか3件について「債務負担行為」として定めております。

なお、地方債では、緊急自然災害防止対策事業について追加の措置を講じたほか、公共事業等ほか3件について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第92号「令和7年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、国保標準システムに係るクラウド利用料等について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,577万2千円とするものであります。

次に、議案第93号「令和7年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、介護サービス等の利用に係る国保連合会への負担金について追加の措置を講じたほか、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修等に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,879万円とするものであります。

次に、議案第94号「令和7年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,710万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億492万5千円とするものであります。

次に、議案第95号「令和7年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を510万円追加し、収益的収入の総額を3億7,179万円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を100万円追加し、収益的支出の総額を3億1,181万2千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を8,468万2千円追加し、資本的収入の総額を3億1,206万4千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1億6,230万円追加し、資本的支出の総額を6億7,160万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,954万3千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第96号「伊佐市子育て支援施設の設置に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、現在建設中の「子ども第三の居場所」と「大口子育て支援センター」について、子育て支援事業を実施する行政財産として位置付け、また、「トータルサポートセンター」と「子ども交流支援センター」についても同様の整理を行うため、施設の設置に関する事項を本条例で定め、施設の管理についてはそれぞれ規則で定めようとするものであります。また、このことに関連し、「トータルサポートセンター」と「子ども交流支援センター」の設置及び管理に関する条例については、本条例の附則で廃止するものであります。

次に、議案第97号「伊佐市課設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、令和8年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の設置及び分掌事務の変更を行う

ため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第98号「伊佐市企業立地等促進条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、昨今の情勢を踏まえ、補助の対象となる業種を拡大することや補助率の見直しを行うなど、企業立地支援策を強化するために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第99号「伊佐市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、特別支援学校建設の準備に伴い、令和8年3月31日をもって伊佐市総合交流拠点施設の公の施設としての用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第100号「ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、3社の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、答申を得たところであります。

この答申に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を指定期間とし、有限会社鮫島建設を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第101号「教育長の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育長であります春田浩志氏の任期が本年12月11日をもって満了となります、引き続き春田氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第102号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります、久保田悦子氏の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員として、鹿島美幸氏を任命しようとするものであります。

鹿島氏には、伊佐のふるさと教育を進めるにあたり、これまでの経験や保護者の立場で貴重な提言をいただけるものと期待しております。人格識見ともに優れており、教育委員会委員に適任であると考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案13件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降壇 ———